

第3次鳴門市男女行動計画

(鳴門パートナーシッププラン IIIステージ)

令和7年度 実施状況報告書



鳴門市

1. はじめに

1999年に制定された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題として位置づけられています。

我が国の現下の情勢をみると、少子高齢化と人口減少の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大等をきっかけとした生活環境や経済状況の変化等、これまでの社会構造が大きく変わりつつあります。このような状況において、社会の持続的な発展のためには、一人ひとりが、互いに人権を尊重し、多様性を認め、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することがより重要となっています。

男女共同参画に関する国際的な動きをみると、1975年に国連が女性の社会的地位の向上をめざして宣言した「国際婦人年」を契機に世界が大きく動き始め、2020年3月には、第64回「国連女性の地位委員会」がニューヨークの国連本部で開催されました。国連事務総長の声明では、ジェンダー平等に関するSDGs（持続可能な開発目標）のゴール5を達成し、北京宣言及び行動綱領の更なる推進をめざすことが宣言され、男女平等に向けた取組が積極的に進められています。

こうした国際社会の動向の中で、我が国では、2015年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立し、2020年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。また、多様な働き方を選択できる社会の実現を目指して、2018年6月には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）が成立するなど、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組は新たな段階に入っています。

しかしながら、2025年6月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」においては、我が国は148カ国中118位と、主要7か国（G7）の中で最下位と不名誉な状態となっています。特に政治分野と経済分野における男女間の格差は深刻と言わざるを得ない状況であり、男女共同参画において取り組む課題は依然として多いと考えられます。

本市においては2016年1月1日に「鳴門市男女共同参画推進条例」を施行しました。また、2011年3月に第2次鳴門市男女行動計画「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」を策定し、変化する社会情勢や人々のライフスタイルを勘案しながら、男女共同参画施策を計画的に実施してきましたが、計画期間の満了に伴い、2021年3月に令和3年度を初年度とする第3次鳴門市男女行動計画を策定し、同計画に基づき本市の男女共同参画社会の形成に向けたさまざまな施策を推進しています。

本書は、同条例第15条で規定する年次報告として位置づけ、3つの基本目標を実現するための事業について、令和6年度における事業評価および重点目標である「審議会等の女性登用率」の状況をとりまとめており、これをもって男女共同参画の進捗状況の把握に努め、PDCAサイクルを意識し、今後の施策へ反映していくものです。

2. 第3次鳴門市男女行動計画の基本理念と基本目標

本計画は「男女共同参画社会基本法」を根拠法とし、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置付けます。また、国や県の男女共同参画基本計画及び本市の「第六次鳴門市総合計画後期基本計画」をはじめ、本市の関連計画との整合性に配慮して策定しています。

計画期間 令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間

※なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

〈 基本理念 〉

共に認め合い 支え合う 誰もが笑顔で輝けるまち なると

基本目標① お互いを認め合うまち なると

男女共同参画意識の更なる醸成に向けて、その基盤である人権を尊重した意識づくりを引き続き推進とともに、社会通念や慣習、しきたりの見直しなど意識の改革を促進します。また、男女共同参画の視点に立った教育や保育を推進するとともに、家庭や地域においても、生涯学習などを通じて、多様な学習機会の充実を図ります。

基本目標② 誰もが活躍できるまち なると(女性活躍市町村推進計画)

社会のあらゆる政策・方針決定過程の場において、女性の登用・参画を促進するとともに、女性のキャリア形成等能力発揮の支援に努め、人材の育成と活躍の促進を図ります。

働く場においては、誰もがそれぞれの個性や能力を発揮しながら自分らしく活躍できるよう、男女間の格差の解消や労働条件の改善など、企業等に対する男女共同参画への取組を推進します。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた取組を促進し、男女が共に家事や育児、介護に参加することができる環境づくりや子育て支援、介護支援の充実に取り組みます。また、地域活動や防災活動、国際活動における男女共同参画を促進します。

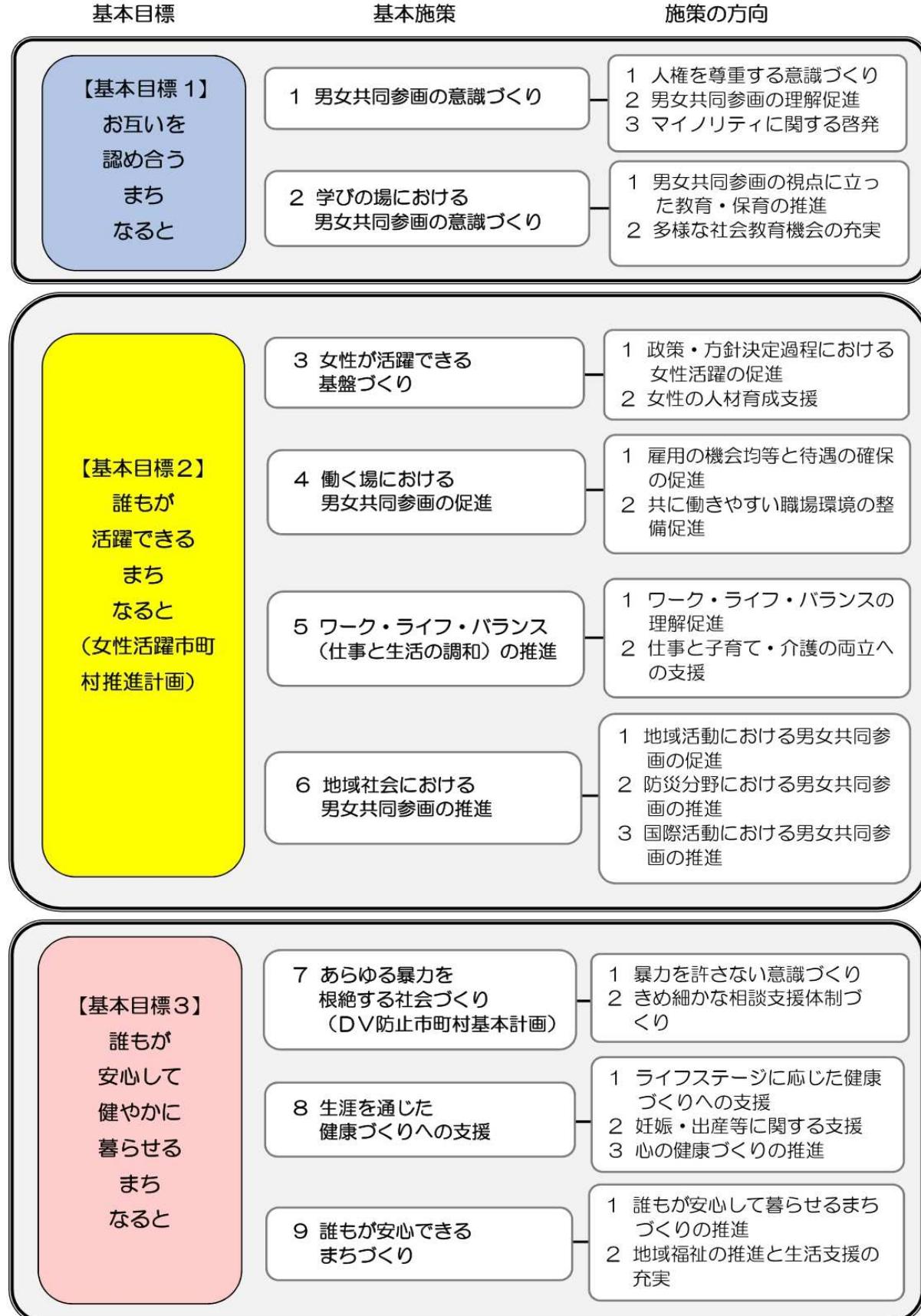
この基本目標②に係る取組は、「女性活躍推進法」に基づく「女性活躍市町村推進計画」として位置付けます。

基本目標③ 誰もが安心して健やかに暮らせるまち なると

さまざまな機会を通じて、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、被害者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。これらに関連する取組を「DV防止法」に基づく「DV防止市町村基本計画」として位置付けます。

誰もが生涯にわたり健やかに過ごせるよう、健康づくりへの支援や妊娠・出産等に関する支援を促進します。また、地域共生社会の考え方に基づく地域福祉を推進し、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざします。

3. 第3次鳴門市男女行動計画の施策の体系



4. 事業評価方法と基本施策の方向

【事業評価方法】

第3次鳴門市男女行動計画は、市政のあらゆる領域に及び、推進にあたっては全庁的な取組を必要とするものです。このため、全事業について事業担当課による事業評価を実施し、取組の進捗状況や今後の課題について把握し、今後の施策へ反映していきます。

- A : 取組目標を達成できた
- B : 取組目標をおおむね達成できた
- C : 取組目標をあまり達成できなかった
- D : 取組目標を達成できなかった

【基本施策の方向】

基本施策1. 男女共同参画の意識づくり

一人ひとりが「個」を大切にしながら相手を思いやり、認め合いながら人権を尊重する社会の実現に向けてさまざまな啓発活動に取り組むため、多様な媒体を活用した啓発や情報の提供を行い、男女共同参画への理解を促進します。

基本施策2. 学びの場における男女共同参画の意識づくり

子どもが、その個性や能力を十分に發揮できるよう、男女共同参画の視点に立った教育や保育を推進します。また、幅広い世代を対象とした男女共同参画に関する多様な学習機会の充実に努めます。

基本施策3. 女性が活躍できる基盤づくり

男女共同参画を推進する女性リーダーの育成に努めます。

基本施策4. 働く場における男女共同参画の促進

働く場において、誰もが能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、企業等への周知や啓発を行い、家内労働者等の労働環境の整備や働きやすい職場環境の整備を促進します。

基本施策5. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や意識啓発に努め、男性が家事や育児、介護をすることへの理解や意識改革を促進するとともに、仕事と子育て・介護の両立を支援する体制の充実を図ります。

基本施策6. 地域社会における男女共同参画の推進

誰もが地域活動に主体的に参画できるよう地域活動への支援に努めるとともに、防災活動への男女共同参画を促進し、地域防災力の向上をめざします。また、国際理解や国際交流を推進し、外国人にとっても安心なまちづくりをめざします。

基本施策7. あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止市町村基本計画）

あらゆる暴力の根絶のための意識啓発を推進し、安心して暮らせるまちづくりをめざします。また、関係機関と連携して、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実を図ります。

基本施策8. 生涯を通じた健康づくりへの支援

生涯にわたって健康に心豊かに暮らせるよう、乳幼児期、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等各ステージに応じた健康支援を推進します。

基本施策9. 誰もが安心できるまちづくり

誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域で支える体制づくりを推進するとともに、相談支援体制の充実を図ります。

5. 事業評価

基本目標 1 お互いを認め合うまち なると

【基本施策 1】男女共同参画の意識づくり

1. 人権を尊重する意識づくり				
取組	令和 6 年度取組目標	令和 6 年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
市民への啓発 の推進	○年 2 回実施予定の人権セミナーのほか、催事等の場においてパネル展示を実施し、市民の人権意識の向上を図ります。	部落差別や無意識の偏見(アンコンシヤスバイアス)をテーマに人権セミナーを実施したほか、人権パネルの移動展示を行うなど啓発に努めた。	A (A)	人権推進課
職員への啓発 の推進	○人権問題啓発推進者養成講座、人権行政研修、男女共同参画に関する職員研修など、それぞれの職階に求める知識や能力に応じた研修を実施します。	職階に応じた研修等を効果的に実施することで、多くの職員が人権問題を再認識するとともに、人権啓発に必要な知識や技能の習得を図った。 引き続き、高い人権意識を兼ね備えた人材の育成を図る取組をすすめていく。	A (A)	人事課
	○職員に部落解放・人権徳島地方研究集会への参加を促し、人権意識の向上を図ります。	人権研修の一環として、1月に開催された部落解放・人権徳島地方研究集会への積極的参加を促した。多くの職員が参加し、人権意識の向上を図ることができた。	A (A)	人権推進課
2. 男女共同参画の理解促進				
取組	令和 6 年度取組目標	令和 6 年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
分かりやすい 情報提供と 啓発の推進	○男女を問わず、市民の活動や活躍を積極的に発信することで、男女共同参画への理解を深め、幅広い世代の社会参加につなげられるよう努めます。	広報なるとでは、人権問題、男女共同参画社会の実現に関する内容を掲載し、市民への周知を図った。 今後も、さらなる社会参加の気運醸成のために、市公式ウェブサイトや市公式LINEなど、周知媒体を工夫しながら、性別を問わず幅広い世代の活動を伝えることで市民の社会参加につなげる。	B (B)	秘書広報課

取組	令和 6 年度取組目標	令和 6 年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
分かりやすい 情報提供と 啓発の推進	○鳴門市男女共同参画推進条例について、市公式ウェブサイトへの掲載を行うとともに、市のイベント等で条例パンフレットの配布を行い、あらゆる世代に周知啓発を推進します。	鳴門市男女共同参画推進条例について、市公式ウェブサイトへの掲載や人権フェスティバル等でパンフレットの配布をした。また、小学生が条例について学ぶタイミングに合わせ、市内の小学 6 年生にこども用条例パンフレットを配布し、幅広い世代に向けて周知啓発を実施した。	A (A)	人権推進課
男女共同参画 社会の気運 づくり	○条例などの内容を市民に分かりやすく伝えられるよう、紙面づくりや番組づくりを工夫し、男女共同参画社会の実現に向けた市民の理解促進を図ります。	インタビューなどを掲載する際には、性別による偏りが出ないよう配慮し、取材や紙面作成をした。条例や計画などの難しい内容については、文章だけで説明するのではなく、イラストや図表などを用いて分かりやすい説明を行い、市民の方に各種施策に興味をもっていただけるよう努めた。	B (B)	秘書広報課
	○6 月の男女共同参画週間にあわせて図書館で関連図書の展示及び条例パンフレットの配布を行うほか、市公式ウェブサイトや広報なると等で周知啓発を継続して実施します。	男女共同参画週間にあわせて、鳴門市立図書館において特設コーナーを設置し、男女共同参画に関する図書等の展示を行ったほか、催事等においてパンフレットの配布を行った。また、広報なるとに「アンコンシャスバイアス」についての記事を掲載するなど、多様性を認め合う男女共同参画社会の実現への啓発を図った。	A (A)	人権推進課
男性に対する 男女共同参画 の推進	○男性に家事や育児、介護などに参画の意識を持ってもらえるよう、パンフレット等を活用し、周知啓発を行います。	婚姻届提出時に『○○家作戦会議』のパンフレットを配布し、夫婦の家事分担や男性の家事、育児への参画等について考えるきっかけづくりを行った。	A (A)	人権推進課

3. マイノリティに関する啓発

取組	令和 6 年度取組目標	令和 6 年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
社会的少数者 への理解促進	○部落差別等あらゆる差別に苦しんでいる人々に対する差別の解消に向けて理解が進むよう、人権セミナー等を通じて周知・啓発を行います。	人権セミナーで「徳島県の解放運動と水平社」を題目として、歴史的背景を学ぶことで部落差別の解消に向けての理解が深められるよう啓発を行った。また、市公式ウェブサイトにLGBT (Q+) 及び SOGI についての説明を掲載し、性に関する多様性を理解してもらえるよう周知・啓発を図った。	A (A)	人権推進課

【基本施策2】学びの場における男女共同参画の意識づくり

1. 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進				
取組	令和6年度取組目標	令和6年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
子どもの頃 からの意識の 醸成	○「鳴門市就学前教育・保育モデルカリキュラム」の目指すこども像を市内就学前教育・保育施設が共有し、小学校との円滑な連携に繋げるため、「連携小学校区連絡協議会」を開催し、各施設のカリキュラムの共有や課題の確認を行います。	「鳴門市就学前教育・保育モデルカリキュラム」を活用した就学前教育・保育に取り組んだ。また「連携小学校区連絡協議会」において各施設の取り組み内容の共有を行った。令和7年度においても引き続き、本カリキュラムを活用し、円滑な就学に繋げる。	A (A)	こども 保育教育課
	○各所・園・学校の教職員に鳴門市男女共同参画推進条例の周知を行い、基本理念に根ざした人権教育の充実と意識の醸成を図ります。	各所・園・学校の教職員に鳴門市男女共同参画推進条例の周知を行い、人権教育の充実と意識の醸成に努めた。	A (A)	学校教育課
学校等を 通じた意識等 の醸成	○令和5年度から公立保育所が1か所に統合されたことから、新たな公立保育所である鳴門市中央保育所において、毎月「ふれあい新聞」を発行し、人権保育の観点からの保育所でのこどもたちの育ちを保護者や関係機関に伝え、地域の人権意識の醸成を図ります。	鳴門市中央保育所において、日々の活動の中でこどもたちが自己肯定感や他者への思いやりの心を育てている姿を紹介する「ふれあい新聞」を発行し、保護者や関係機関への配布を行った。令和7年度においても引き続き鳴門市中央保育所において「ふれあい新聞」を発行し、地域の人権意識の醸成に取り組む。	A (A)	こども 保育教育課
	○リーフレットや啓発品の配布、人権に関する各種情報を積極的に発信し、学校・家庭・地域が連携した人権教育の推進を図ります。	学校だよりや学校（園）内の掲示物などを作成する際は、常に人権を意識した表現や内容を心がけた。表現や内容を工夫し、より理解しやすい印刷物や掲示物の作成に努める。	B (B)	学校教育課
教職員の意識 等の醸成	○各種研修内容や研修方法を工夫し、教職員一人ひとりが「わがこと」として人権意識や人権教育推進への意欲をもてるようになります。	令和6年度は、瀬戸中学校区の幼小中学校が研究指定校として、研究実践を行うとともに、新転入・中堅教員、事務栄養職員対象の人権研修会を8月に実施し、人権意識及び男女共同参画推進への意欲と向上を図った。	A (A)	学校教育課

2. 多様な社会教育機会の充実				
取組	令和6年度取組目標	令和6年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
社会教育・ 生涯学習機会 の充実	○文化イベント等を開催するなど、市内の芸術文化の裾野を広げる文化活動を通じた市民どうしの絆づくりを促進します。	文化協会に関する事業をすべて実施し、文化活動を通じた市民どうしの絆づくりの促進を図った。	A (A)	文化交流 推進課
	○各種学級の講座構成や内容について、防災、人権のテーマを必須としたほか、SDGsを意識して学習に取り組むなど、課題意識をもった学習活動につなげます。また、講座についての周知方法を工夫し、受講人数の増加をめざします。 ○図書館のNPO法人との共同運営を充実させ、サービス向上を図ります。また、「第4次子どもの読書活動推進計画」の目標達成に向けた取組を実施します。	【実績】()はR5実績 高齢者学級 66件 1,250人(65件 1,061人) 女性学級 55件 1,202人(52件 1,144人) 成人学級 36件 435人(37件 497人) 短期講座 14件 151人(16件 307人) 出前講座 143件 3,651人(96件 2,938人) 【課題】 引き続き防災及び人権の項目を必須とするほか、幅広い学習内容を提供するとともに、課題意識をもった学習活動につなげる。 第4次子どもの読書活動推進計画の目標達成に向けた取組を実施する。	A (A)	総合教育 人権課
市民への参加 促進	○講座・講演会等の情報を収集し、市の広報紙や市公式ウェブサイト、市公式SNS等を活用して周知や呼びかけを行い、市民の参加を促進します。	市の広報紙や市公式ウェブサイト、本庁舎デジタルサイネージ等を活用し講演会、研修会等の周知・呼びかけを行った。また地区自治振興会会长会等においてチラシを配布するなど情報提供を行った。	A (B)	市民協働 推進課
国際理解の 促進	○市民向けの外国語講座や異文化講座、イベント等を開催し、国際理解を促進します。	市民を対象としたドイツ語・中国語講座の開講や子ども向けの中国に関する「おはなしタイム」の開催などを通じて、国際理解を深める機会を創出した。	A (A)	文化交流 推進課

取組	令和 6 年度取組目標	令和 6 年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
国際理解の促進	○男女共同参画に先進的に取り組んでいる国々の取組状況や国際的な動きなどの情報を収集し、市公式ウェブサイト等による市民への情報提供に努めます。	各国の男女格差を示す指標であるジェンダーギャップ指数について市公式ウェブサイトに掲載し、国際的に見た日本の現状を市民へ情報提供した。	A (A)	人権推進課

基本目標 2 誰もが活躍できるまち なると（女性活躍市町村推進計画）

【基本施策 3】女性が活躍できる基盤づくり

1. 政策・方針決定過程における女性活躍の促進				
取組	令和 6 年度取組目標	令和 6 年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
女性活躍推進に向けた取組の充実	○女性職員の意識向上・次世代リーダーの育成、並びに女性の部下に焦点を当て、女性職員の周りのサポート体制の構築を目的とした女性活躍推進研修を実施し、内容の充実を図ります。	女性職員がさらに活躍できる職場・組織づくりをめざすため、係長級以上の職員を対象にダイバーシティ研修（女性活躍推進研修）を実施し、39名（うち21名女性）が受講した。 引き続き、研修等を通じて女性職員の意識向上を図るとともに、次世代の女性リーダーの育成に努める。	A (A)	人事課
	○令和 7 年度までの審議会の女性登用率 40%をめざし、各所管の現状と課題を把握し、効果的な取組を検討します。	女性の意思決定の場への参画拡大について各所管の現状と課題を把握したが、今後あて職の委員委嘱への効果的な対策を検討していく。	B (B)	人権推進課
鳴門市女性人材バンクの周知・啓発	○女性の人材情報を登録し、審議会等委員や講演会等講師候補者とする「鳴門市女性人材バンク」の周知啓発を行います。	女性グループ活動状況報告書の提出依頼時に女性人材バンクのチラシを同封したり、市公式ウェブサイト上の掲載など、女性人材バンクの周知に努めた。登録についてハードルが上がらないように周知・啓発方法を今後検討していく必要がある。	A (A)	人権推進課

取組	令和6年度取組目標	令和6年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
審議会等への女性の登用促進	○あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の積極的な参画・登用の推進、啓発に努めます。特に審議会等における女性委員の登用率の向上をめざします。	P.33 からの『数値目標の実績』を参照 審議会等における女性登用率の推移 令和元年:27.7% 令和5年:31.7% 令和2年:27.9% 令和6年:33.7% 令和3年:27.7% 令和7年:36.9% 令和4年:28.2% ※各年4月1日時点		全部局
あらゆる分野への女性の積極的登用の促進	○女性の声を広報活動に反映できるよう公募を図り、幅広い世代の女性がモニターに就任できるように努めます。	広報モニターは男性10名、女性8名であり、ほぼ男女比が均等となっている。幅広い年齢層の女性からの意見を取り入れることができた。	B (A)	秘書広報課
	○自治基本条例に掲げる市民参画と協働によるまちづくりの推進に向けて、市公式ウェブサイトやSNS等を活用し市民活動の周知・サポートに努めます。	各種団体の予定や活動を市公式ウェブサイトを通じて発信し、活発な自主活動が行えるように支援した。また一日鳴門市長体験やコラボ市長室なども実施し、市民参画と協働による取組の拡充を図った。	A (A)	市民協働推進課
	○農協・漁協・徳島県と連携し、女性の各種研修等への積極的参加を推進します。	農協・漁協・県と連携し、各種研修会等への参加についての周知を行った。農産物の講習会への女性の参加者も増えてきている。 今後も、農協・漁協・県と連携しながら女性の積極的参加の推進を図っていく。	A (B)	農林水産課

2. 女性の人材育成支援

取組	令和6年度取組目標	令和6年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
女性リーダーの育成と活動への支援	○市内で活躍する女性グループ間の情報共有を図るため、女性グループ活動状況報告書を作成し、活動の活性化を支援します。	女性グループ活動状況報告書を作成し、グループ間の情報共有を図ができるように各グループの代表へ送付した。 会員の高齢化等により活動を停止・休止しているグループもあるため、今後女性グループの課題を集約し、活動の活性化を図るための取組を検討する。	A (B)	人権推進課

取組	令和 6 年度取組目標	令和 6 年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
女性リーダーの育成と活動への支援	○各種学級のひとつである女性学級の内容について、防災、人権のテーマを必須としたほか、SDGsも取り入れ、課題意識をもった学習活動につなげることにより充実を図り、受講人数の増加をめざします。また、女性の文化・教養の向上等を目的とした鳴門市婦人連合会の活動に対し補助金を交付することにより活動を支援し、女性リーダーとしての育成に努めます。	【実績】 女性学級受講生 323 人(13 人減) 女性学級実施回数 55 件延べ 1,202 人 (3 件増、58 人増) 【課題】 引き続き防災及び人権の項目を必須とするほか、幅広い学習内容を提供し、課題意識をもった学習活動につなげる。また、女性学級以外の各種学級においても女性の参加向上に努める。	A (B)	総合教育人権課
	○農協や漁協等の団体や組織の女性部による料理講習会等の活動強化を図ります。	各漁協女性部の協力を得て、テレビ鳴門の情報番組「漁協新鮮食堂」の収録を行った(北灘8回、里浦1回)。今後も活動を継続し、支援を行っていく。	A (B)	農林水産課
職員の管理職への育成	○県自治研修センターや市町村職員中央研修所等が実施する研修の受講促進を図るなど、計画的な人材育成に努めるほか、人事評価制度の適正な運用を図ります。	各所属を通じ、積極的な研修参加を呼びかけ、延べ 1,335 名の女性職員が市主催研修及び県自治研修センター等への研修に参加した。 引き続き、研修等を通じた計画的な人材育成や意欲の向上を図るとともに、人事評価制度の周知及び適正な運用・改善を図る。	A (A)	人事課

【基本施策 4】働く場における男女共同参画の促進

1. 雇用の機会均等と待遇の確保の促進				
取組	令和 6 年度取組目標	令和 6 年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
事業所等への理解促進	○市内事業所に対し、市公式ウェブサイトや広報などを活用して、男女共同参画の周知啓発をはじめ、「男女雇用機会均等法」や「鳴門市男女共同参画推進条例」についての理解促進に努めます。	市公式ウェブサイトや市民・事業所への男女共同参画に関する意識調査を活用して「鳴門市男女共同参画推進条例」等の関係法令に関する情報提供を行った。今後も適宜活用媒体を考慮しつつ、関係法令について事業所の理解を促進する。	A (B)	人権推進課
	○男女の雇用機会均等と待遇確保の促進のため、「男女雇用機会均等法」等の周知啓発に努めます。	関係機関が発行するパンフレット等を活用し、労働条件の確保や待遇改善に係る関係法令などの周知に努めた。	A (A)	商工政策課

取組	令和 6 年度取組目標	令和 6 年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
能力開発と人材の育成	○関係機関が実施する各種講座等の周知に努めます。	徳島県立テクノスクールをはじめとした労働関係機関が実施する各種講座等の情報について、チラシ配布等により周知に努めた。 また、子育て中のママを対象に、隙間時間を利用した新たな収入確保や社会復帰後の再就職等を見据えたスキルアップ講座を実施した。	A (A)	商工政策課
家内労働者等の労働環境の整備促進	○家族経営協定の締結数について、令和 6 年度は新規締結目標を5戸に定め推進します。	令和6年度末時点での家族経営協定の締結数は163戸と昨年度末より5戸増加し、令和6年度新規締結目標5戸を達成することができた。 今後も農家の方に理解していただき、県・農協と連携して新規締結の推進を図る。	A (B)	農林水産課

2. 共に働きやすい職場環境の整備促進

取組	令和 6 年度取組目標	令和 6 年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
就労環境の整備	○職場復帰支援等研修の受講促進を図ります。 ○職員のハラスメントに対する正しい知識と対処方法の理解を促進するハラスメント研修を実施し、相談窓口の周知を図ります。 ○時間外勤務の抑制を図るほか、計画的な休暇取得を促進します。	県自治研修センター主催の育休等職場復帰支援講座に7名の職員が参加した。また、市主催研修としてハラスメント対策研修を実施したほか、全庁への有給休暇取得促進に関する通知等を実施した結果、有給休暇の平均取得日数が前年度比から増の 12.1 日となった。 引き続き、時間外勤務の抑制、有給休暇取得の促進等に関する周知啓発を行い、職員が働きやすい職場環境づくりに努める。	A (A)	人事課
	○職場における仕事と子育ての両立などワーク・ライフ・バランスの促進に向けて、国や県等の制度の周知に努めます。 また、大麻町商工会のコワーキングスペースの利用促進などを通じて、柔軟な働き方を支援する環境整備を図ります。	関係機関が発行するパンフレット等を活用し、徳島県はぐくみ支援企業認証制度や支援窓口の周知に努めた。 また、大麻町商工会のコワーキングスペースの利用促進を図るとともに、子育て中のママを対象に、在宅ワークでの収入確保を支援するための講座を実施した。	A (A)	商工政策課

【基本施策5】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

1. ワーク・ライフ・バランスの理解促進				
取組	令和6年度取組目標	令和6年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
男性職員への育児参加等の促進	○育児休業、配偶者の出産や育児参加のための休暇制度など、男性職員の子育て支援制度の利用促進・意識啓発を推進します。	グループウェアに支援制度の概要を掲載し、該当職員に対して個別に案内を行った結果、令和6年度中に男性職員15名（延べ人数）が育児休業を取得了。 今後も各支援制度の周知に努めるとともに、仕事と育児を両立しやすい職場環境の整備を検討する。	A (A)	人事課
男性の家事等への参画促進	○妊娠届出時や妊娠後期の面談などを通じ協力し育児を行う準備を行い、男女がお互いに支え合う家庭環境づくりを促進します。	妊娠後期相談時に希望者に対し沐浴実習等を実施。妊婦31人（初産婦27人、経産婦4人）に実施し、うちパートナーの参加は6割（19人）であった。	A (A)	こども家庭センター
	○婚姻届提出時に窓口で「〇〇家作戦会議」のパンフレットを配布し、夫婦の家事分担や男性の家事、育児への参画等について考えるきっかけづくりを行った。 また、広報なるとに「アンコンシャスバイアス（無意識の偏見）」の記事を掲載し、男女が支えあう家庭づくりへの理解促進を図った。	婚姻届提出時に『〇〇家作戦会議』のパンフレットを配布し、夫婦の家事分担や男性の家事、育児への参画等について考えるきっかけづくりを行った。 また、広報なるとに「アンコンシャスバイアス（無意識の偏見）」の記事を掲載し、男女が支えあう家庭づくりへの理解促進を図った。	A (A)	人権推進課
	○農協・漁協等と連携した魚の捌き方教室などをはじめ、料理講習会等の開催を推進します。	漁協の協力を得て、「魚のさばき方教室」を3回開催することができ、多くの男性の参加があった。 「魚のさばき方教室」については、漁協とも協議の結果、令和6年度で終了することになったが、引き続き、他の料理講習会等の開催を推進したい。	A (B)	農林水産課
多様な働き方に関する取組	○テレワークや育児・介護のための早出遅出勤務制度の活用など、多様で柔軟な働き方が選択できる職場環境の整備に努めます。	テレワーク実施困難部署を除いた延べ1,399人の職員がテレワークを実施したほか、育児や介護のための早出遅出勤務制度の周知、活用を図った。 引き続き、テレワークの推進や同制度の周知を図り、柔軟な働き方が選択できる職場環境づくりに努める。	A (A)	人事課

取組	令和6年度取組目標	令和6年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
多様な働き方 に関する取組	○地域課題の解決を地域住民が主体となって、ビジネスの手法を用いて行うコミュニティ・ビジネスの意義や内容を、市公式ウェブサイト等を活用し、周知啓発をしていきます。	市公式ウェブサイトを活用し、コミュニティビジネスの意義や内容の周知啓発を図った。	B (B)	市民協働 推進課
	○シルバー人材センターの運営に関する財政支援を継続し、高齢者の多様な活躍の場の創造に努めるとともに、生きがいづくりや福祉の充実を図ります。	運営に関する財政支援を行うとともに、生活支援サービスの担い手となる「生活支援サポーター養成講座」を実施した(参加者は9人)。シルバー人材センター登録者は、169人(男性106人、女性63人)就業率は67%。引き続き、財政支援を行う。	A (A)	長寿介護課
特定事業主 行動計画の 推進	○特定事業主行動計画に基づく取組について検証し、実施状況や数値目標の進捗状況を公表します。	令和6年度の女性管理職登用率は29.7%となり、特定事業主行動計画における目標値30%をわずかに下回った。また、男性の育児休業取得率は50%であり、同計画の目標値30%を大幅に上回った。引き続き、研修等を通じた女性職員のキャリア形成支援等による女性職員の積極的な登用を図るとともに、男性の育児休業制度については、積極的に制度の周知を図る。	A (A)	人事課

2. 仕事と子育て・介護の両立への支援

取組	令和6年度取組目標	令和6年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
就労形態に 応じた子育て 支援	<ul style="list-style-type: none"> ○低月齢児を対象とする一時預かり事業を新たに公立保育所で実施する等、保護者の就労形態に応じて、様々な子育て支援を実施することにより、仕事と家庭生活の両立を支援します。 ○ファミリー・サポート・センター事業については、子育て中の世帯に加え、妊娠婦や高齢者等にも広報・LINE等で啓発を実施し、会員数の増加をめざします。 ○休日保育・子育て短期支援事業においては、家庭状況を聞き取った上で、できるだけ希望に添えるよう対応します。 	<p>(こども保育教育課)</p> <p>鳴門市中央保育所において低月齢児を対象とする一時預かり事業及び市内公私立保育施設を利用する児童を対象とする休日保育事業を実施した。令和7年度も一定のニーズが見込まれることから事業を継続する。</p> <p>(子育て支援課)</p> <p>仕事と家庭生活の両立を支援するため、ファミリー・サポート・センター事業について周知を行った。また10月より依頼会員が会員登録後初めて利用する場合の利用料の一部を助成することにより、依頼会員の預かりに対する不安の解消や継続的な利用促進を図ることができた。</p> <p>子育て短期支援事業においては、家庭状況に応じた預かりを乳児院や児童養護施設にて行った。</p>	A (A)	こども保育 教育課 子育て支援 課
	<ul style="list-style-type: none"> ○市内7園において、就労等で預かり保育を希望する保護者の要望に応え、希望者は全て受け入れます。 	希望する保護者の要望に応えることができた。令和7年度も引き続き事業を継続する。	A (A)	こども保育 教育課
地域における 子育て支援の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市内8か所(うち出張ひろば1カ所)の地域子育て支援拠点において、子育て家庭同士が不安や悩みを共有し、互いに交流できる場を提供します。 また、市内すべての保育施設で施設利用者や地域の子育て家庭からの相談を受け、子育ての負担感の軽減を図ります。 	子育て家庭の子育ての不安感や負担感を軽減するため事業の継続に取り組んだ。	A (A)	こども保育 教育課
子ども・子育て 支援事業計画 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き各施策の進捗管理を行い、児童福祉審議会での審議を経ることにより、計画の着実な推進を図ります。 	第2期計画の総合的な推進を図りながら、さらなる子ども・子育て支援施策の充実を図るため、「第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。	A (A)	子育て 支援課

取組	令和 6 年度取組目標	令和 6 年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
安心して介護 できる環境の 整備	○男性の家事への積極的な参加を促すだけでなく、フレイル予防について理解を深めることができるよう、令和5年度より内容をリニューアルし、「シニアメンズクラブキング」と改名した。食事作りを通じて、食生活の大切さや楽しみを実感し、健康で自立した生活を目指すため教室の開催に継続して取り組みます。	5ヶ月1クールの前・後期制として実施し、参加人数は、前期10名、後期7名。男性のみの教室であり、家事の参画、健康づくりの知識、技術の習得、交流へと繋がっている。フレイル予防を目的として運動・口腔・社会参加の講座を実施するとともに事業終了後も、自主クラブ等への支援を行う。	A (A)	長寿介護課
家族介護者へ の支援	○地域包括支援センターでの家族介護教室や民生委員有志による「介護者家族の会定期相談会」の開催により、老老介護への支援や介護に関する意識・技術の向上に継続して取り組みます。	毎月2回の相談会を実施しているほか、先進地における視察も実施した。市や地域包括支援センターで事業の啓発を積極的に実施することにより、参加者が増加した。今後も引き続き広報やチラシにより周知に努める。	A (A)	長寿介護課

【基本施策 6】地域社会における男女共同参画の推進

1. 地域活動における男女共同参画の促進				
取組	令和 6 年度取組目標	令和 6 年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
地域活動への 支援	○各団体の活動予定や活動状況、会員・参加者の募集など、情報提供を基に市の広報紙や市公式ウェブサイトを活用し周知を行い、団体の活動のサポートを行います。また、市民活動への備品貸出などを通じ、地域課題や社会的課題の解決に向けて市民自らが企画実施するまちづくり活動を支援します。	市の広報紙や市公式ウェブサイトを活用し、各団体の活動予定や活動状況、会員・参加者の募集などの周知を行なった。また、令和6年度からは「一緒にわきあいあいコラボ市長室」を開催し、市内で活動する団体と意見交換を行い、課題等を共有する機会の創出を図った。	B (B)	市民協働 推進課
	○栄養教室の継続的な開催や自主クラブの活動を周知することにより、性別にかかわらず誰もが活動に参加しやすい環境づくりを推進します。	ヘルスマイト事業の参加者や自主クラブの会員は女性が多く、引き続き男性の参加促進と周知啓発が課題である。R6 年度よりヘルスマイト会員に男性3名が加入し、積極的な事業への参加があった。令和 7 年度は養成講座を実施予定であり、より多くの方に関心をもつてもらうよう周知啓発を行う。	A (A)	健康増進課

取組	令和 6 年度取組目標	令和 6 年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
地域活動への支援	○鳴門市男女共同参画推進条例について、大人用及びこども用のパンフレットを活用して、幅広い市民等に男女共同参画のあり方について周知啓発を行います。	男女共同参画週間に合わせ、図書館で男女共同参画に関する書籍を展示する特設コーナーに条例パンフレットを設置したほか、小学生が条例について学ぶタイミングに合わせ、市内の小学6年生にこども用条例パンフレットを配布し、幅広い世代に向けて男女共同参画社会の実現への理解が深まるよう周知啓発を行った。	A (A)	人権推進課
環境問題に関する取組の推進	○誰もが参加できるイベントや講座等を引き続き開催するとともに、新たな講座等の開催についても検討します。	予定通り講座等を開催するとともに、新たに一閑張り講座を開催した。	A (A)	環境政策課 クリーンセンター 廃棄物対策課

2. 防災分野における男女共同参画の推進

取組	令和 6 年度取組目標	令和 6 年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築	○鳴門市南海トラフ地震等・防災減災対策推進計画に「フェーズフリー」に関する取組みを明記し、市民に出前講座等を通じて周知・啓発を図ります。 ○「女性」「市民協働」の視点を考慮した防災研修・防災訓練を実施します。 ○女性防災士の資格取得者数の増加に向けた啓発に努めます。	○「フェーズフリー」の概念を踏まえた取り組みを進めてきたことが評価され、「令和 6 年防災功労者内閣総理大臣表彰」を受賞することができた。 ○令和6年度徳島県総合防災訓練において、市内公立小学校体育館で避難所開設運営訓練を実施した。その中で、女性用の授乳室や更衣室のゾーニングと設営を行い、女性視点に考慮した訓練ができた。 ○防災士の資格取得に向けて周知・啓発を行い、女性防災士を増やすことができた。	A (B)	危機管理局
	○女性消防団員が消防活動のPRや啓発活動を通じて、女性や若者に対して消防団への参加意識を高め、入団を促進します。また、応急手当の普及を図り、女性消防団の活動を積極的に推進し、女性の活躍を促します。	消防活動の PR や啓発活動により女性消防団員の入団に繋がった。また、応急手当の普及や様々なイベント等に参加し女性消防団員として活躍してくれた。女性消防団員としての活躍の場は増えてきたが現在の団員数では活動が制限されてしまうため、今後も増員への取組に努める。	B (A)	消防総務課

3. 国際活動における男女共同参画の推進

取組	令和6年度取組目標	令和6年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
国際理解と 国際交流の 推進	○ドイツ・リューネブルク市との使節団相互派遣事業をはじめ、友好都市との交流を推進し、市民等が外国の文化等に触れることができる機会を創出することで、国際理解・国際交流を深めるとともに、友好関係の促進を目指します。	ドイツ・リューネブルク市への使節団派遣を再開し、5年ぶり第24回目となる使節団を派遣した。また、鳴門市ではリューネブルク市との姉妹都市盟約締結50周年記念事業などのイベントを開催し、国際理解・国際交流を深めるとともに、友好関係の促進を図った。	A (A)	文化交流 推進課
	○市内小学生が交流活動を通じて世界の多種多様な文化が理解できるように推進します。	令和6年度は、市内小学校4校について、留学生8名を招待し、児童と世界各国の留学生との国際交流を図り、多種多様な文化が理解できるように努めた。今後も鳴門教育大学と連携し、国際理解教育を推進していく。	A (A)	学校教育課
外国人観光客 の積極的誘致 の推進	○ボランティアガイド養成講座を開催し、ボランティアガイド会の会員確保を図るとともに、外国人観光客が快適に旅行を満喫できるよう受入環境整備の充実や多言語での観光情報の発信を強化します。	【実績】 ○ボランティアガイド会員確保(5人増) ○外国人観光客受入環境整備にかかる補助金の実施 ○観光多言語サイトのリニューアル 【課題】 ○外国人観光客受入環境整備のさらなる促進。	A (A)	観光振興課

基本目標3 誰もが安心して健やかに暮らせるまち なると

【基本施策7】あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止市町村基本計画）

1. 暴力を許さない意識づくり				
取組	令和6年度取組目標	令和6年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
DV防止の啓発の推進	○DV防止への理解と認識を深めることを目的に、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて市公式ウェブサイトやリーフレット等を活用し啓発を行います。	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて図書館の一角で関連書籍やリーフレット等を設置したり、鳴門ゾンタクラブと協力し、オレンジリボンを庁舎周辺樹木に結ぶ活動で啓発を行った。	A (A)	人権推進課
市民への相談窓口の周知啓発	○鳴門市女性支援センター「ぱあとなー」の認知度を高めるため、事業紹介のリーフレットを設置する市内協力事業者を増やします。	「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発にあわせて市公式ウェブサイトにリーフレット設置の協力事業者募集を掲載するなど、市内で協力事業者を募り、5カ所増やすことができた。	A (A)	人権推進課
若年層へのデートDV防止の啓発	○デートDVの被害防止に向け、はたちの記念式典等でリーフレットを配布するなど若年層を対象とした意識啓発活動に取り組みます。	デートDV防止のリーフレットを庁舎内のリーフレットラックに設置し、若年層の問題意識の高揚を図った。今後、より効果的な啓発方法を検討する。	A (A)	人権推進課
	○学習指導要領に従い、保健などの授業を通じて、「男女の性差」や「命の尊さ」等を学習し、正しい知識の育成に取り組みます。	学活、道徳、保健の授業において、命の尊さや自己を大切にする心、他者を尊重する心、性差に対する正しい知識の育成に努めた。 こども家庭センターなど関係機関と連携し、引き続き、授業実践に努めていく。	B (B)	学校教育課
ハラスメントに対する理解の促進	○さまざまなハラスメントへの認識や理解を深めるため、様々な媒体を活用した啓発・広報活動を行います。	セクシュアルハラスメント等さまざまなハラスメントについて市民・事業所への男女共同参画に関する意識調査を通じて、あらゆる世代のかたに、周知・啓発を行った。	A (A)	人権推進課
	○各種資料の配布等により、ハラスメントに関する情報提供や相談窓口等の周知に努めます。	徳島県労働局や労働委員会などの関係機関による相談会、相談窓口等について、各種資料の配布等を通じて周知に努めた。	A (A)	商工政策課

取組	令和 6 年度取組目標	令和 6 年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
ハラスメントに対する理解の促進	○さまざまなハラスメントの根絶に向けて、学校でのハラスメントへの認識・理解を深めるための啓発に努めます。	さまざまなハラスメントの根絶に向けて、「校長会」などにおいて、ハラスメントの認識・理解を深めるための啓発に努めた。 今後も学校において、ハラスメントへの認識・理解を深めるための啓発などを推進していく。	B (B)	学校教育課
あらゆる暴力や虐待を許さない意識づくり	○多様化する暴力の防止に向け、4 月の若年層の性暴力被害予防月間や 11 月の女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、広報を行うとともに図書館での関連図書展示などの啓発を行います。	女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、図書館で関連書籍を展示する特設コーナーを設置するほか、鳴門ゾンタクラブと協力し、オレンジリボンを庁舎周辺樹木に結ぶ活動で啓発を行った。また、若年層の性暴力被害予防月間は市公式ウェブサイトでの周知・啓発を行った。	A (A)	人権推進課

2. きめ細かな相談支援体制づくり

取組	令和 6 年度取組目標	令和 6 年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
関係機関と連携した被害者の早期発見	○県主催の DV 被害者ネットワーク会議等、関係機関との会議に参加するほか、DV 対策会議を開催し、関係部署・関係機関との連携強化を図ります。	県が主催するスーパービジョン研修において他の自治体との事例検討等を行うことで、DV についての理解促進及び連携強化を図ることができた。市主催の DV 対策会議は開催できなかつたが、相談事例ごとに関係機関や庁内関係部署と連携して対応を行った。	B (A)	人権推進課
相談支援体制の強化	○相談員が専門指導者から指導を受けるスーパービジョン研修を月 1 回程度実施し、こども家庭センターの相談員も参加することで困難事例の解決に組織全体で取り組むとともに、相談員の個人的負担を軽減します。また、相談員の能力向上のため、積極的に研修やセミナー等へ参加を促進します。	相談員は、研修や学識者（公認心理師）からの助言を通じて、より高度な支援技術の習得ができ、関係機関との連携強化にもつながった。こども家庭センターの相談員もスーパービジョンに加わって実施することで、関連する事例は情報共有もでき、相談員の個人的負担感を軽減することができた。また、必要に応じて専門的なメンタルケアを実施した。 スーパービジョン実施回数：12 回	A (A)	人権推進課

取組	令和6年度取組目標	令和6年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
被害者保護のための支援	○緊急的な安全確保が必要な場合に備え、避難可能な避難所の確保を行うとともに、DV被害者に避難所への入所費用の助成を行います。	避難可能な施設と委託契約を結び、緊急一時保護に備えている。 緊急一時保護実施実績:0件 緊急に必要な時に備え、引き続き緊急一時保護が実施できる体制を整えておく。	A (A)	人権推進課
関係機関と連携した被害者への自立支援	○確実に、住民票・戸籍の附票等の交付及び閲覧の制限を行うために、庁内関係部署とも連携し、個々の状況に応じて、適切かつ迅速な判断を行い対応できるように努めます。	確実に、支援措置対象者の住民票閲覧制限を行うために、対象者の住民票及び戸籍の附票等の交付事務にあたっては、必ず、2名体制で確認を行った。 また、対象者の個々の状況に応じて、関係課と相談及び情報共有を行った。	A (A)	市民課
	○資格取得・喪失においては、被害者が抱える個別の事情の的確な把握に努め、問題解決に向けた支援等を行います。また、被害者に関する情報について、その性格から適切な管理のもと、支援等に必要な場合、庁内外関係機関と適宜情報連携を図ります。	安心して医療にかかるよう資格取得や喪失時において、被害者が抱える個別の事情に配慮し、適切な助言を行った。また、庁内外関係機関と適宜情報共有を図り、被害者の置かれている状況に応じた対応を行った。	A (A)	保険課
	○地域包括支援センター、介護サービス事業者や警察署、民生委員等と連携し、高齢者虐待の予防、早期発見、早期支援に努めます。	市の相談窓口や地域包括支援センターの関係者間連携体制を整え、関係者間で連携し、解決に向けての支援をすることができた。 引き続き、高齢者が抱える個別の課題の早期発見・支援に向けて、連携をより密にしていく。	A (A)	長寿介護課
	○被害者の実情に応じ、離婚調停手続きや弁護士による法律相談窓口の紹介など司法手続きを支援するとともに、庁内の関係部署、関係機関と連携し、個々の状況に応じた支援を行います。	相談内容や被害者の実情に合わせて、庁内の関係部署や関係機関と連携しながら支援を行った。また必要に応じて弁護士による法律相談窓口の紹介等を行った。	A (A)	人権推進課

取組	令和6年度取組目標	令和6年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
関係機関と連携した被害者への自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○24時間365日受信が可能な障がい者虐待通報専用ダイヤルを設置し、事案に迅速に対応するとともに、必要に応じて関係部署とも連携をして対応します。 ○生活困窮者や生活保護受給者に対して、鳴門市生活困窮者自立相談支援センター「よりそい」における就労支援や被保護者就労支援事業を実施します。 	<p>○専用ダイヤルへの通報が年間1件あり、事案ごとに事実確認のため当事者及び関係者への聞き取り調査を行った。調査の結果、虐待の事実は確認できなかったが、今後の対応について考える機会を持つことができた。</p> <p>障害特性によるものもあり、虐待の事実確認は難しく虐待と認定されないまでも、不適切な言動や態度は繰り返し行われ、根本的な解決は難しい。</p> <p>○生活困窮者等の就労意欲のある一般就労が困難な利用者に対して、社会体験や就労体験支援などを実施した。R6は、利用者6名に対し、生活リズムの整備や対人スキル向上などの個別支援により、うち3名が就労へのステップを踏む成果が見られた。</p> <p>また、被保護者就労支援事業については、新規相談件数8件、継続相談件数27件、就職者数7件、職業訓練受講者1件と令和5年度に比べ減少したが、職業訓練受講者は新たに実績が生まれた。</p>	A (A)	社会福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援事業が必要な子育て家庭に対し、きめ細やかな事業案内や適切な支援を行います。 	関係機関と連携し、支援が必要な子育て家庭に対し、子育て支援事業の案内を行った。	A (A)	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ○DV被害者について、選考基準に基づき、市営住宅への入居が図られるよう配慮します。 	延べ10部屋の優先公募住宅の募集を行った。申し込みはなかったが、引き続き関係課と連携しながら市営住宅優先入居選考基準に基づいた入居決定を行う。	A (A)	まちづくり課
	<ul style="list-style-type: none"> ○支援者に対する情報を保護認識し、個々に応じた対応を継続します。 	選挙人名簿の閲覧があった場合に備え、支援措置申出者の情報が保護されるよう支援を行った。引き続き支援者に対する保護認識を継続する。	B (B)	選挙管理委員会

取組	令和6年度取組目標	令和6年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
子どもへの支援	○相談員においてDVと児童虐待の相互理解を図るとともに、関係機関との情報共有や連携強化を深め、併存事案に対しても子どもが安全、安心に生活できるよう努めます。	(人権推進課) DV相談の対応を行う中で、児童に関する問題が出てきた場合は、こども家庭センターとスムーズに連携できるよう情報共有を行った。 (こども家庭センター) 対象者への適切な支援のためリスクアセスメントの実施や鳴門市要保護児童対策地域協議会における実務者会議の開催など関係機関との連携強化を図った。	A (A)	人権推進課 こども家庭センター
	○個人情報の厳重な管理を行ながる保育施設や子育て支援事業者と連携し、支援が必要な子育て家庭に対し、適切な支援を行います。	保育施設や子育て支援事業者との連携を行い、支援が必要な子育て家庭に支援事業や制度の案内を行った。	A (A)	子育て支援課
	○DV被害者の子どもの転校における手続きについては、学校、幼稚園と連携しながら、厳重な情報管理の徹底に努め、就学を支援します。	転校時の子どもの情報のやり取りについて、学校間ではなく、教育委員会間で行うなど、情報の取扱いに注意した。 学校(園)との連携だけでなく、こども家庭センターなど関係機関と密接な連携をとり、情報管理の徹底に努め、子どもの就学に係る支援を行う。	A (A)	学校教育課
被害者支援のネットワークづくり	○DV防止に向け、庁内連絡会、法務局、警察、民間シェルター等とのネットワークの構築を推進するとともに、「パートナーシップ協定」を締結している他の自治体と連携し、DV相談や支援を行います。	県が主催するスーパービジョン研修に参加し、事例検討の中で他の自治体との連携を図った。DV対策会議は開催できなかったが、引き続き、関係機関や協定を締結している他自治体とも連携しDV相談や支援を行っていく。	B (A)	人権推進課

【基本施策8】生涯を通じた健康づくりへの支援

1. ライフステージに応じた健康づくりへの支援				
取組	令和6年度取組目標	令和6年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
健康保持のための事業の充実	○NARUTO スポーツデーにおいて、市内各所でのローカルイベントを開催するとともに動画視聴による運動プログラムを実施することにより、市民の運動・スポーツの習慣化や健康増進、地域活性化につなげます。	鳴門市チャレンジデーが終了したことにより、後継事業として「NARUTO スポーツデー」を実施し、市役所本庁舎でも新たに体力測定を実施した。次年度についても、地域に根付いた運動習慣を継続していくため、「NARUTO スポーツデー」として、市民の皆さんのが気軽に参加できるイベントを実施し、引き続き、市民の運動・スポーツの習慣化や健康増進、地域活性化につなげる。	A (A)	スポーツ課
	○健康相談等を実施し、生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を行います。	相談設定日以外の個別相談にも随時対応。鳴門のまつりや夕暮市場の開催時にも健康相談を実施し、延べ317名に健康相談を行った。	A (A)	健康増進課
がん検診等の受診促進	○頸部超音波検査と前立腺がん検診を無償で受けられる集団健診を実施します。合わせて、健康増進課所管のがん検診を実施することで受診者の利便性を高めるほか、疾病の早期発見・早期治療につなげます。	集団健診において、特定健診受診者に対しオプション検査として頸部超音波検査と前立腺がん検診を行った。また、健康増進課所管のがん検診と同日実施することで、受診者の利便性の向上を図り、健康意識の高揚や疾病の早期発見に努めた。	A (A)	保険課
	○広報なると、市公式ウェブサイトへの掲載及び各関係団体や医療機関等へのリーフレット配布、無料クーポン券対象者、継続受診中断者等へ個人通知による受診勧奨を実施します。	令和5年度より委託医療機関を増やすなど、より受診しやすい体制を整えた結果、特に肺がん検診では受診者増加につながった。	A (A)	健康増進課
食育の推進	○継続的に食育教室を開催し、望ましい食習慣等の定着や食を通じた心身の健全育成等、食育の周知啓発を行います。	おやこの食育教室、郷土料理教室(ヘルスマイト事業)には延べ50名の参加があった。今後も引き続き親子を対象とした食育の重要性について周知啓発を行うとともに、多数の参加希望が寄せられたことを踏まえ、開催機会の拡充を検討する。	A (A)	健康増進課

2. 妊娠・出産等に関する支援				
取組	令和6年度取組目標	令和6年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
相談支援体制の充実	○妊娠期の相談体制の充実を図り、妊娠から育児まで切れ目ない相談体制を整え支援を行います。	実績:相談件数 2489人、妊婦 684人、産婦 678人、乳児 442人、幼児 193人、その他 492人 課題:若年妊婦や未婚妊婦、周産期メンタルヘルスなど様々な課題を抱える妊産婦が増加しており、関係機関との連携や支援体制の構築が必要である。	A (A)	こども家庭センター
マタニティマークの普及促進	○マタニティマークのグッズやステッカーなどの配布を行い普及啓発に努めます。	実績:妊娠届出者 196人分配布。 (配布内容)妊娠届者にマタニティマーカロゴ入りグッズ(キーホルダー)や車用ステッカー、手提げバックを配布。	A (A)	こども家庭センター
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進と徹底	○学習指導要領に従い、保健や理科の授業を通じて、「男女の性差」や「命の尊さ」等を学習し、正しい知識の育成に取り組みます。	保健の授業において、「男女の性差」や「命の尊さ」等を学習し、自己を大切にする心、他者を尊重する心の涵養に努めた。児童生徒の発達段階に応じた授業実践に努めていく。	B (B)	学校教育課
3. 心の健康づくりの推進				
取組	令和6年度取組目標	令和6年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
自殺対策の推進	○「鳴門市健康増進計画(こころの健康づくり)」に基づき、市民の自殺対策への関心を深め、市民、関係団体、行政が連携して「生きることの包括的な支援」の推進に取り組みます。	自殺予防講演会を開催し、約 50人が参加。量販店と連携したキャンペーン 4か所で実施。庁内掲示や広報なるとに掲載し自殺予防についての啓発活動を行った。	A (A)	健康増進課

【基本施策9】誰もが安心できるまちづくり

1. 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進				
取組	令和6年度取組目標	令和6年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
介護予防と 生きがいづくり	○介護予防教室の開催やいきいきサロンの活動に対する助成事業などを継続して実施するとともに、新たな介護予防事業に取り組みます。	各種介護予防教室開催・支援やいきいきサロンの活動に対する助成、体力測定・フレイルチェック・体成分分析装置による筋肉量等の測定・サロンでの栄養指導を実施し、フレイル予防に取り組んだ。いきいきサロン・介護予防事業参加中断者や、測定結果からハイリスクと判定された方へ個別指導を実施。趣味を通じた社会参画を促進、参加の少ない男性へのアプローチのため趣味系介護予防講座としてスマートフォンを使った写真教室やコーヒーの淹れ方教室を開催する等、新たな取り組みを実施。事業の効果と継続について、事業評価を行い目的に沿った事業を行う。	A (A)	長寿介護課
高齢者を守る 活動の充実	○地区自治振興会や老人会・婦人会等の高齢者が集まる機会などに積極的に出向き、周知啓発活動を実施します。また、「見守りネットワーク会議」を開催するほか、「消費生活協力団体」の委嘱を積極的に進め、関係団体との連携をさらに深めていきます。	地域で行われる様々なイベントや出前講座等で高齢者等が消費者トラブル等にあわないように周知や啓発活動を行った。 また、「消費生活協力団体」の委嘱先に対して啓発グッズを配布し、情報交換とともに連携を深めた。	B (A)	市民協働 推進課
地域包括支援 センターの 機能充実	○地域包括支援センターと連携し研修会、連絡会の開催を支援するなど、地域包括支援センターの機能充実に取り組みます。	基幹型地域包括支援センターが中心となつて5か所の地域包括支援センター職員に対し、研修会・連絡会を実施するなど連携・機能強化を図った。 引き続き、地域包括支援センター間の連携機能強化を図る。	A (A)	長寿介護課

取組	令和6年度取組目標	令和6年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
介護相談員 派遣事業	○相談員や事業所との調整を行 い、施設へ出向いての相談活動 の再開に向けて取り組みます。	コロナやインフルエンザの流行により、 新型コロナウイルス感染症の感染症法 上の位置付けが5類感染症に変更とな って以降も、受入事業所18か所のうち 6事業所において、対面での訪問受け 入れ休止であったが、その内3事業所 で訪問受け入れが再開された。引き続 き、相談員や事業所との調整をし、施設 へ出向いての相談活動の再開に向けて 取り組む。	A (A)	長寿介護課
高齢者虐待 防止の推進	○地域包括支援センター、介護サ ービス事業者や警察署、民生委 員等と鳴門市版「高齢者虐待対 応マニュアル」に基づき、高齢者 虐待の予防、早期発見、早期支援 に努めます。	市へは総合相談で10件、通報対応で 10件の相談通報があり、基幹型地域 包括支援センターをはじめ各地域包括 支援センターとも連携して対応した。ま た、警察署とも密に連携を図ることができ た。 引き続き、関係機関と連携し、鳴門市版 高齢者虐待対応マニュアルに基づく支 援を行う。	A (A)	長寿介護課
障がい者が 安心して暮ら せる環境の 整備と支援	○障がい者の創作的活動または生 産活動の機会の提供、社会との 交流の促進のため、地域活動支 援センター事業を委託します(3 カ所)。また、障がい者の外出支 援及び経済的支援として無料バ ス優待券の交付を実施します。 ○広報なるとに障がい者への理解 促進のための記事を掲載すると ともに、市民ギャラリーにて活 動紹介等を行います。	地域活動支援センター委託:3カ所 利用者数:121人 無料バス優待券発行(障がい):72件 広報なるとに障がい者への理解促進の ための記事を掲載した。	A (A)	社会福祉課
地域自立支援 協議会構成団 体の連携強化	○地域自立支援協議会のサービ ス調整会議や各専門部会の活 動を支援するとともに、全体 会を開催し、関係者間の連携 を強化します。	地域自立支援協議会全体会(年1回) 障がい者サービス調整会議(年12 回) 就労支援部会(研修会年4回) 子ども支援部会(研修会年2回/事業 所若手(3年未満)職員交流会年1 回)	A (A)	社会福祉課

取組	令和6年度取組目標	令和6年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
個別ケア会議の開催	○必要に応じて、個別のケア会議を開催します。	各関係機関が開催する個別ケア会議に市職員が出席し、連携強化・情報共有の円滑化を図った。	A (A)	社会福祉課
外国人が安心して暮らせる環境の整備	○鳴門教育大学と連携し、市内在住の外国人を対象とした日本語講座開設等における情報提供などの支援を行います。	鳴門教育大学の学生ボランティアが、市内在住の外国人を対象とした日本語教室を週1回開催しており、参加を希望する外国人への情報提供を行った。	A (A)	文化交流推進課
性的マイノリティへの支援に向けた調査・研究	○性的マイノリティに関する電話相談及び鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の状況を把握するとともに、「LGBT (Q+)」などの性的マイノリティ（性的少数者）の人が抱える相談に対応するため、研修にて適切な支援の在り方について学び、相談員の資質向上に努めます。	スーパービジョン研修等で、性的マイノリティ（性的少数者）の人への適切な支援の在り方について学び、相談員の資質向上に努めた。 また、鳴門市男女行動計画策定に向けて実施した市民意識調査の中で性的マイノリティに関する意識調査を行った。	A (A)	人権推進課

2. 地域福祉の推進と生活支援の充実

取組	令和6年度取組目標	令和6年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
相談支援体制の充実	○地域包括支援センターにおける、高齢者の介護を中心とした医療・保健・福祉等生活全般に関する総合的な相談・支援体制の充実に向け取り組みます。	市内5か所に設置した地域包括支援センターや基幹型地域包括支援センター等と連携し、介護予防ケアマネジメントや権利擁護など様々な相談に対応できた。引き続き、相談・支援体制の充実に努める。	A (A)	長寿介護課
	○専門職員を配置している障がい者相談支援事業所を運営している法人に、相談支援事業を委託し、支援機能の強化を図ります。また、本市の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを設置します。	相談支援の充実を図るため、専門的職員を配置している障がい者相談支援事業所を運営している法人に、相談支援事業を委託し、支援機能の強化を図った。 令和6年度相談件数…9,286件 また、本市の相談支援の拠点である基幹相談支援センターを活用し、①総合的・専門的な相談窓口（相談件数3,193件）、②地域移行・地域定着の支援、③権利擁護・虐待防止、④地域の相談支援体制の強化、⑤地域自立支援協議会の運営の業務を実施した。	A (A)	社会福祉課

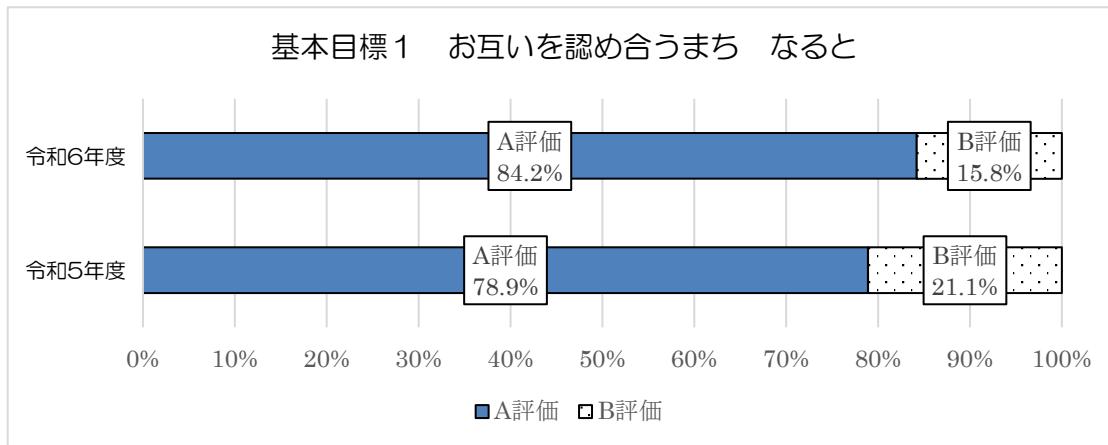
取組	令和6年度取組目標	令和6年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
生活上困難に直面する人への支援	○鳴門市生活困窮者自立相談支援センター「よりそい」にて、相談支援員が相談者に寄り添いながら、自立に向けた支援を行います。	R6 新規相談件数は176件(R5:136件)と国が示す生活困窮者自立支援制度のKPIを上回る実績を達成した。(鳴門市人口規模評価指数:月間13件、年間156件)相談内容は多重債務や滞納問題、就労困難、社会的孤立といった多岐にわたる個別支援プランを策定し、課題に応じた支援を展開した。引き続き、国が示す新規相談件数の目標値達成を目指していくとともに、同センター「よりそい」と情報共有等を図り、切れ目のない支援に繋げていく。	A (A)	社会福祉課
ひとり親家庭等への自立支援	○広報や市公式ウェブサイトを活用し、ひとり親家庭等の制度についてより多くの対象者への周知に努めます。手当の新規申請や現況手続きの際には、各家庭の状況を丁寧に聞き取り、高等職業訓練等自立につながる支援事業についてニーズに応じた案内ができるよう努めます。ひとり親医療についても、未申請の方に対し現況等で改めて周知を行います。	広報や市公式ウェブサイト等にひとり親家庭への制度について掲載するとともに、新規申請や現況届手続きの際に、聞き取った状況に応じて、必要な支援サービスについて案内を行った。訓練等給付については、支給要件の拡大により、問い合わせや利用者が増え、資格取得後の正規雇用につながっているため、ひとり親家庭の自立の促進に寄与している。	A (A)	子育て支援課
	○ひとり親家庭について、選考基準に基づき、市営住宅への入居が図られるよう配慮します。	延べ10部屋の優先公募住宅の募集を行った。申し込みはなかったが、引き続き関係課と連携しながら市営住宅優先入居選考基準に基づいた入居決定を行う。	A (A)	まちづくり課
	○支援が行きわたるよう、奨学金制度の周知に努めます。	奨学金制度についての文書をすべての中学生へ送付の上、広報なると、市公式ウェブサイトで広報を行うなど周知に努め、令和6年度は48人に奨学金を支給した。	A (A)	学校教育課
母子・父子自立支援員による自立支援	○ひとり親家庭等の悩みに応じた相談を受けることで、不安を解消し、自立に向けた取り組みができるように支援していきます。また、就労に役立つための各種講習会等の情報提供、貸付の相談等も受け付けます。	物価高騰の影響で、生活に困窮しているひとり親家庭の相談者が増えているため、相談者が求めている生活に必要な情報・就労に役立つ情報等の提供が行えるよう努めた。今後も引き続き関係機関と協力しながら支援する必要がある。	A (A)	子育て支援課

取組	令和 6 年度取組目標	令和 6 年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
マイノリティ支援に向けた取組の充実	○性的マイノリティ(性的少数者)や在日外国人、アイヌの人々、被差別部落の人々や障がい者等、さまざまな差別により困難な立場におかれている人が、安心して相談できるよう、関係部署や関係機関との連携体制を引き続き確保するとともに、相談員の専門性の向上を図るなど、支援の質を高めるよう努めます。また、SOGI 等の性に関する多様性への理解を求める周知啓発を行います。	さまざまな差別により困難な立場におかれている人が、安心して相談できる環境を整えるため、相談員は研修や学識者(公認心理師)からの助言等を通じて高度な支援技術を習得し、スキルアップを図ることができた。 また、性的マイノリティに関する電話相談を毎月第 2 土曜日に実施し、令和 6 年度は 18 件の相談があった。 さらに、市公式ウェブサイト上では、「SOGI」の説明を掲載し、多くの人に性に関する多様性を理解してもらえるよう周知した。 本市のパートナーシップ宣誓制度も初めて利用があったこともあり、今後もマイノリティ支援に関する周知の充実を図っていく。	A (A)	人権推進課

6. 基本目標別評価

基本目標ごとのそれぞれの評価の割合をグラフ化しました。

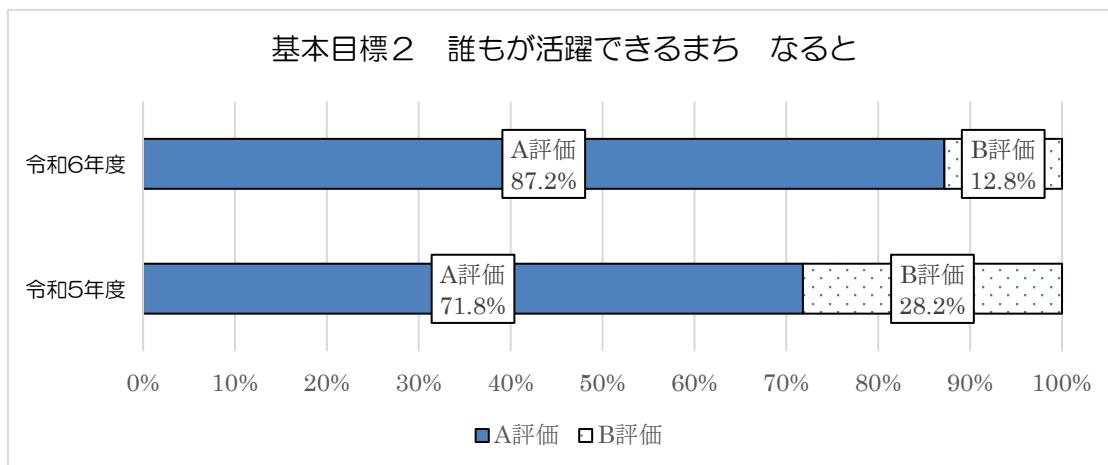
詳細については P5～P31 をご覧ください。



〔 基本目標1の評価と今後の課題 〕

取組評価については、19事業のうちA評価が16事業、B評価が3事業でおおむね達成されている。

「人権を尊重する意識づくり」、「マイノリティに関する啓発」及び「多様な社会教育機会の充実」については目標を達成している。今後もあらゆる広報媒体を活用することで分かりやすい情報発信を行い、男女共同参画社会の実現に向けて、社会における無意識の偏見や慣習に対する意識改革を図る必要がある。

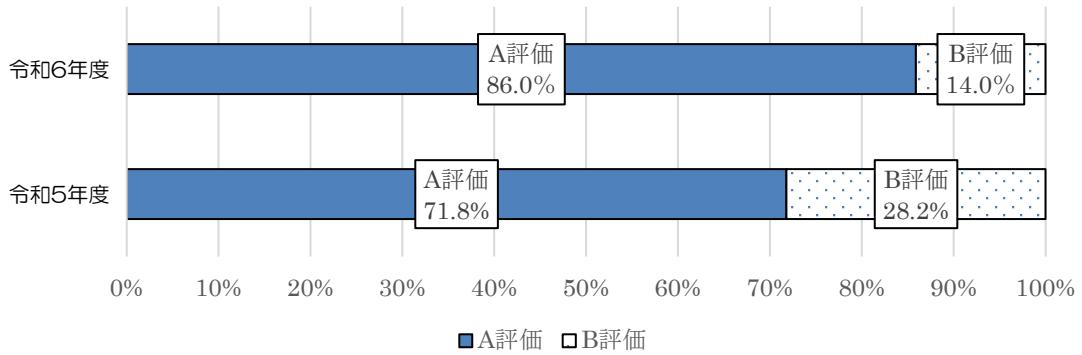


〔 基本目標2の評価と今後の課題 〕

取組評価については、39事業のうちA評価が34事業、B評価が5事業でおおむね達成されている。

「女性の人材育成支援」、「基本施策4 働く場における男女共同参画の促進」、「仕事と育て・介護の両立への支援」及び「国際活動における男女共同参画の推進」については、目標を達成している。「基本施策3 女性が活躍できる基盤づくり」及び「基本施策6 地域社会における男女共同参画の推進」については、一定の成果はあがっているが、目標の達成度が他の施策より低いことから今後も積極的な取り組みが必要である。

基本目標3 誰もが安心して健やかに暮らせるまち なると

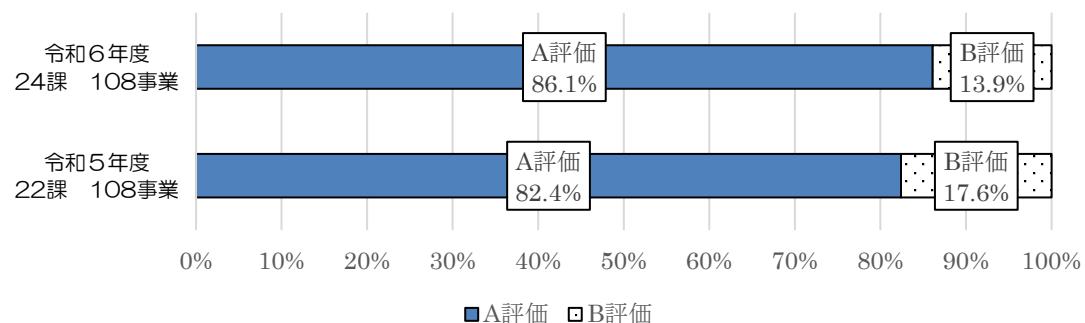


〔 基本目標3の評価と今後の課題 〕

取組評価については、50事業のうちA評価が43事業、B評価が7事業でおおむね達成されている。

「ライフステージに応じた健康づくりへの支援」、「心の健康づくりの推進」及び「地域福祉の推進と生活支援の充実」の取り組みについては、目標を達成している。「基本施策7 あらゆる暴力を根絶する社会づくり」及び「基本施策8 生涯を通じた健康づくりへの支援」については、達成度が他の事業と比べて低いことから、DVやデートDV防止、ハラスメント等への認識・理解の促進を図るため周知・啓発活動に取り組むと共に、関係機関との連携を密にし、ライフステージに応じた支援につながる取組を引き続き実施する必要がある。

総合評価



〔 総合評価と今後の課題 〕

取組評価については、108事業のうちA評価が93事業、B評価が15事業となり、おおむね成果を上げることができた。

全体的な評価としては、A評価が3.7ポイント上昇している。年々A評価が増加しており、男女共同参画社会の実現に向けて各所属において着々と事業が遂行されている様子がうかがえる。施策別に見ると「基本施策1 男女共同参画の意識づくり」及び「基本施策6 地域社会における男女共同参画の推進」については他の基本施策と比べ、達成率が低く見えるが、最終年度に向けて、引き続き各所属において課題改善に努め、地域活動においても男女共同参画社会の気運の醸成を高める必要がある。

7. 数値目標の実績

No.	評価項目	計画策定期 (令和2年度)	現状値 (令和7年4月調査時)	目標値 (令和7年度)	担当課
1	審議会等における女性委員の割合	27.9%	36.9%	40.0%	全部局
2	市職員の女性管理職の割合	28.7%	29.6%	30.0%	人事課
3	鳴門市女性人材バンク登録者数（累計）	11名	22名	30名	人権推進課
4	農業における家族経営協定の締結数（累計）	145戸	163戸	155戸	農林水産課
5	市男性職員の育児休業取得率	25.0%	50.0%	30.0%	人事課
6	ファミリー・サポート・センターを知っている市民の割合	69.5%	72.1% (R5ニーズ調査)	70.0%	子育て支援課
7	市職員の年次有給休暇平均取得日数	9.7日	12.1日	12日	人事課
8	防災会議の女性委員の割合	4.9%	21.4%	増やす	危機管理局
9	DV等啓発事業協力事業者数（累計）	52事業所	70事業所	75事業所	人権推進課
10	特定健康診査の受診率（40歳～74歳の国保加入者）	32.2%	39.3%	60.0%	保険課
11	がん検診（胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん）受診率の平均値	4.6%	5.4%	5.0%	健康増進課
12	普段の生活で介護・介助は必要ない市民の割合	84.1%	83.6% (R4ニーズ調査)	現状維持	長寿介護課
13	子育てに楽しみや喜びを感じることが多い保護者の割合	55.7%	59.7% (R5ニーズ調査)	60.0%	子育て支援課

8. 女性の登用状況

I. 審議会等における女性委員登用率調査結果

(1) 鳴門市の審議会等における女性委員の登用状況

2025年（令和7年）4月1日現在

目標登用率 令和7年度までに 40%

☆鳴門市が所管する審議会等

	R 6. 4. 1	R 7. 4. 1
審議会等数	46	44
うち女性委員がいる審議会等数	44	42
総委員数	792人	754人
うち女性委員数	267人	278人
女性委員比率	33.7%	36.9%

☆地方自治法第202条の3に該当する審議会等

	R 6. 4. 1	R 7. 4. 1
審議会等数	34	33
うち女性委員がいる審議会等数	32	31
総委員数	576人	554人
うち女性委員数	192人	207人
女性委員比率	33.3%	37.4%

地方自治法第202条の3

普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査を行う機関とする。

(2) 審議会等への女性の選任状況一覧

①地方自治法第202条の3に基づく審議会等

No.	審議会等の名称	設置根拠	R6年4月1日現在	R7年4月1日現在	担当課
			女性委員の割合 (%)	女性委員の割合 (%)	
1	鳴門市防災会議	災害対策基本法第十六条	23.8%	21.4%	危機管理局
2	民生委員推薦会	民生委員法第八条	38.5%	46.2%	社会福祉課
3	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条	26.9%	23.1%	保険課
4	鳴門市介護認定審査会	介護保険法第十四条	36.4%	36.4%	長寿介護課
5	鳴門市環境審議会	環境基本法第四十四条	20.0%	25.0%	環境政策課
6	鳴門市廃棄物減量等推進審議会	鳴門市附属機関設置条例	38.5%	38.5%	環境政策課
7	鳴門市交通安全対策会議	鳴門市附属機関設置条例	5.3%	5.3%	市民協働推進課
8	鳴門市児童福祉審議会	鳴門市附属機関設置条例	64.7%	58.8%	子育て支援課
9	鳴門市公民館運営審議会	社会教育法第二十九条	36.3%	57.0%	総合教育人権課
10	鳴門市社会教育委員会	鳴門市社会教育委員条例	69.2%	61.5%	総合教育人権課
	鳴門市スポーツ推進審議会	鳴門市附属機関設置条例	4月1日現在 委員委嘱なし	4月1日現在 委員委嘱なし	スポーツ課
11	鳴門市図書館協議会	図書館法第十四条	50.0%	60.0%	総合教育人権課 (図書館)
12	鳴門市文化財保護審議会	文化財保護法第百九十条	0.0%	0.0%	文化交流推進課
13	鳴門市都市計画審議会	都市計画審議会条例	7.1%	7.1%	まちづくり課
14	鳴門市国民保護協議会	国民保護法第四十条	23.8%	21.4%	危機管理局
15	鳴門市障害支援区分認定審議会	障害者総合支援法第15条	30.0%	33.3%	社会福祉課
16	鳴門市・リューネブルク市姉妹都市運営委員会	鳴門市・リューネブルク市姉妹都市条例	33.3%	33.3%	文化交流推進課
	鳴門市隣保館運営審議会	鳴門市隣保館条例	4月1日現在 委員委嘱なし	4月1日現在 委員委嘱なし	人権推進課 (人権福祉センター)
17	鳴門市青少年会館運営委員会	鳴門市青少年会館条例	18.8%	33.3%	総合教育人権課

No.	審議会等の名称	設置根拠	R6年4月1日現在	R7年4月1日現在	担当課
			女性委員の割合 (%)	女性委員の割合 (%)	
18	鳴門市情報公開・個人情報保護審査会	鳴門市情報公開・個人情報保護審査会条例	40.0%	40.0%	総務課
19	鳴門市総合計画審議会	鳴門市附属機関設置条例	31.0%	25.9%	戦略企画課
20	鳴門市奨学生審査委員会	鳴門市奨学金支給条例	27.3%	36.4%	学校教育課
21	鳴門市青少年センター運営協議会	鳴門市青少年センター設置条例	22.2%	22.2%	総合教育人権課 (教育支援室)
22	鳴門モーターポート競走場営業審査委員会	鳴門市附属機関設置条例	33.3%	33.3%	ポートレース事業課
23	鳴門市公務災害補償等認定委員会	鳴門市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例	0.0%	0.0%	人事課
24	鳴門市人権施策推進審議会	鳴門市人権条例	57.1%	50.0%	人権推進課
25	鳴門市職員倫理審査会	鳴門市の公務員倫理に関する条例	33.3%	33.3%	人事課
26	鳴門市地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営委員会	鳴門市附属機関設置条例	40.0%	40.0%	長寿介護課
27	鳴門市予防接種健康被害調査委員会	鳴門市附属機関設置条例	60.0%	60.0%	健康増進課
28	鳴門市老人ホーム等入所判定委員会	鳴門市附属機関設置条例	50.0%	50.0%	長寿介護課
29	鳴門市教育支援委員会	鳴門市附属機関設置条例	33.3%	66.7%	学校教育課
30	鳴門市水道事業審議会	鳴門市附属機関設置条例	42.9%	42.9%	水道企画課
31	鳴門市特定空家等対策審議会	鳴門市附属機関設置条例	14.3%	14.3%	まちづくり課
32	鳴門市いじめ問題等対策委員会	鳴門市附属機関設置条例	33.3%	33.3%	総合教育人権課 (教育支援室)
	鳴門市農業委員会委員候補者評価委員会	鳴門市附属機関設置条例	4月1日現在 委員委嘱なし	4月1日現在 委員委嘱なし	農林水産課
	鳴門市男女共同参画推進審議会	鳴門市男女共同参画推進条例	60.0%	4月1日現在 委員委嘱なし	人権推進課
33	鳴門市地域福祉計画審議会	鳴門市附属機関設置条例	43.8%	50.0%	社会福祉課
	鳴門市医療的ケア運営協議会	鳴門市附属機関設置条例	—	4月1日現在 委員委嘱なし	こども保育教育課

第202条の3に基づく審議会(%)	33.3%	37.4%	
-------------------	-------	-------	--

②地方自治法第202条の3以外に基づく審議会等

No.	審議会等の名称	設置根拠	R6年4月1日現在	R7年4月1日現在	担当課
			女性委員の割合(%)	女性委員の割合(%)	
1	鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む協議会	鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む協議会設置要綱	47.4%	42.1%	健康増進課
2	鳴門市明るい選挙推進協議会	鳴門市明るい選挙推進協議会規約	73.7%	77.8%	選挙管理委員会事務局
3	鳴門市視聴覚ライブラリー運営委員会	鳴門市視聴覚ライブラリー設置規則	25.0%	25.0%	総合教育人権課(教育支援室)
4	鳴門市農業振興地域整備促進協議会	鳴門市農業振興地域整備促進協議会規約	7.1%	7.1%	農林水産課
5	鳴門市経営生産対策推進会議	経営対策体制整備推進事業実施要綱	6.7%	6.7%	農林水産課
	共同調理場運営委員会	鳴門市学校給食共同調理場条例施行規則	4月1日現在 委員委嘱なし	4月1日現在 委員委嘱なし	教育総務課 (鳴門市学校給食センター)
6	鳴門市スポーツ推進委員会	鳴門市スポーツ推進委員に関する規則	40.0%	40.0%	スポーツ課
7	鳴門パートナーシップDV対策会議	鳴門パートナーシップDV対策会議設置要綱	50.0%	50.0%	人権推進課
8	鳴門市要保護児童対策地域協議会	鳴門市要保護児童対策地域協議会運営要綱	32.4%	44.4%	こども家庭センター
9	鳴門市子育て世代包括支援推進協議会	鳴門市子育て世代包括支援推進協議会設置要綱	46.7%	46.7%	こども家庭センター
	鳴門市観光振興計画策定懇話会	鳴門市観光振興計画策定懇話会設置要綱	35.3%	R6年度で解散	観光振興課
10	鳴門市地域公共交通会議	鳴門市地域公共交通会議設置要綱	18.8%	12.5%	戦略企画課 (地域交通推進室)
11	鳴門市地域公共交通活性化協議会	鳴門市地域公共交通活性化協議会設置要綱	16.7%	11.1%	戦略企画課 (地域交通推進室)
第202条の3以外に基づく審議会(%)			34.7%	35.5%	
①+② 計(%)			33.7%	36.9%	

II. 地方自治法第180条の5に基づく委員会等における女性委員の登用状況

地方自治法第180条の5

執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会は次のとおりである。

- 1. 教育委員会
- 2. 選挙管理委員会
- 3. 人事委員会または公平委員会
- 4. 監査委員
- 5. 農業委員会
- 6. 固定資産評価審査委員会

2025年（令和7年）4月1日現在

No.	委員会等	委員総数 [人]	うち女性 委員数 [人]	女性委員割合 [%]	担当課
1	教育委員会	4	1	25.0%	教育総務課
2	選挙管理委員会	4	1	25.0%	選挙管理委員会事務局
3	公平委員会	3	1	33.3%	総務課
4	監査委員	2	0	0.0%	監査委員事務局
5	農業委員会	20	5	25.0%	農林水産課
6	固定資産評価審査委員会	6	2	33.3%	総務課
計		39	10	25.6%	

（令和6年度の女性委員割合 25.6%）

III. 鳴門市職員役職別女性登用状況

2025年（令和7年）4月1日現在

*管理職総数 [人]	女性職員 [人]	女性比率 [%]
179	53	29.6%

*管理職…副課長級以上

（令和6年度の女性比率 29.7%）

階級別内訳

階級	職員数 [人]	女性職員 [人]	女性比率 [%]
部長級	21	2	9.5%
課長級	61	15	24.6%
副課長級	97	36	37.1%
係長級	187	72	38.5%
一般職員	192	95	49.5%
計	558	220	39.4%

9. 総括

本書では各課における令和6年度の事業評価について、担当業務における男女共同参画の推進状況について検証したものを各基本目標別評価として統計化しました。その結果、計画どおり達成できた事業が全体の86.1%、ほぼ計画どおり達成できた事業が13.9%となっており、昨年度と比較すると計画どおり達成できた事業が3.7ポイント上昇しました。ここ数年の新型コロナウイルス感染症拡大における様々な制約から少しずつ開放され、あらゆる事業を実施できるようになる中、本市では男女共同参画社会の実現に向け、全庁を挙げて着実にあゆみを進めてきたと言えます。

また、本市の審議会等における女性委員登用率は、昨年度より3.2ポイント上昇し、36.9%になりました。第2次計画の初年度である平成23年度の25.1%からは11.8ポイントと大きく上昇しましたが、令和7年度までの目標値である40%までには依然届かず、課題が残る状況となっています。

令和3年3月に策定された「第3次鳴門市男女行動計画（以下「第3次計画」といいます。）」では、第2次計画で見えてきた継続的な課題や新たな課題を踏まえ、改めて「共に認め合い 支え合う 誰もが笑顔で輝けるまち なると」を基本理念として掲げています。この基本理念の実現に向けて、国、県の動きや本市における社会的背景の変化や新たな課題を踏まえ、大きく3つの基本目標に基づき、9つの基本施策を設定しています。この9つの施策の中で、これまで実行してきた事業に対して現状に応じた見直しや新たな事業の追加など環境の変化に対応した個別の取組を推進します。

令和6年度は第3次計画の終盤にさしかかる年となりましたが、日本における令和6年の高齢化率（65歳以上の高齢者の割合）は29.3%で過去最高、出生数は約68万6千人で過去最低記録を毎年更新するなど少子高齢化が急速に進む事態に陥っている中、豊かな市民生活や地域社会の持続的な発展のためには、多様な価値観をお互いが尊重し合い、すべての人の個性と能力が発揮される男女共同参画社会の実現が不可欠です。

技術革新等による社会状況の変化、新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらした生活や働き方への影響など、男女共同参画を取り巻く社会情勢は、激動と不確実性の時代を迎えています。

本市は、活力ある男女共同参画社会の実現をめざして、市民や事業者、教育関係者、市民団体等多様な主体と協働し、地域の特性を踏まえた実効性ある施策を推進していきます。

今後とも、男女共同参画社会の実現に向け、市民一人ひとりが意識改革を進め、本行動計画に基づく様々な取組について一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。